

当病院の届出事項＜本間病院＞

入院基本料に関する事項

- 3 階病棟は、1 日8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間毎の配置は次の通りです。
 - ・ 8 時 30 分～16 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内です。
 - ・ 16 時 30～0 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 47 人以内です。
 - ・ 0 時 30 分～8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 47 人以内です。
- 3 階病棟は、1 日に8人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間毎の配置は次のとおりです。
 - ・ 8 時 30 分～16 時 30 分まで、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 10 人以内です。
 - ・ 1 6 時 30 分～0 時 30 分まで、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 24 人以内です。
 - ・ 8 時 30 分～16 時 30 分まで、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 47 人以内です。
- 4 階病棟は、1 日に12 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間毎の配置は次のとおりです。
 - ・ 8 時 30 分～16 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 5 人以内です。
 - ・ 16 時 30～0 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 17 人以内です。
 - ・ 0 時 30 分～8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 25 人以内です。
- 5 階病棟は、1 日に15 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間毎の配置は次のとおりです。
 - ・ 8 時 30 分～16 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 5 人以内です。
 - ・ 16 時 30～0 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 17 人以内です。
 - ・ 0 時 30 分～8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 25 人以内です。
- 5 階病棟は、1 日に6 人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間毎の配置は次のとおりです。
 - ・ 8 時 30 分～16 時 30 分まで、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 10 人以内です。
- 3 階病棟（療養病床）に入院する65歳以上の方の食費と居住費は以下の通りです。

① 一般の方	② 市町村民税非課税の世帯に属する方等（③、④以外の方）	③ ②のうち、所得が一定の基準に満たない方等（④以外の方）	④ ②のうち、老齢福祉年金を受給している方
（食 費）1 食につき510 円 （居住費）1 日につき370 円	（食 費）1 食につき240 円 ただし90 日越190 円 （居住費）1 日につき370 円	（食 費）1 食につき110 円 （居住費）1 日につき370 円	（食 費）1 食につき100 円 （居住費）1 日につき370 円

※ ただし、難病等の入院医療の必要性の高い患者様の居住費は0円です。

- 当病院では、患者様の負担による付添看護を行っておりません。ただし患者様の症状等により医師の許可を受けたときは家族等の付添を認められる場合があります。

食事サービス、生活サービスに関する事項

当病院は、入院時食事療養（Ⅰ）、入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。また、食堂加算の要件を満たす食堂にて食事を提供しています。

保険外負担に関する事項

当病院は、保険外併用療養費（差額ベッド代等）の徴収をおこなっておりません。

当病院は、保険外負担等について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

・床頭台システム（冷蔵庫・テレビ含む） 1 日につき 240 円、・文書料（生命保険受給に要する診断書 5,500 円、年金受給に要する診断書 5,500 円、身障申請診断書 5,500 円 特定疾患研究事業申請書 5,500 円、自賠責保険診断書 5,500 円 死亡診断書 4,400 円、交通災害共済証明書 4,400 円 病院様式診断書 2,200 円、施設入所用診断書 2,200 円 通院・オムツ・入浴証証明書 1,400 円、診療費に関する証明書 1,400 円）・付添寝具（1 泊）350 円・使い捨て食事エプロン 1 箱 820 円、・ポリウレメトリックエクササイザー 1 回 3,320 円、・くるりナブラシ 1 本 510 円、クリニー探尿バックカバー 1 個 130 円・車代 200 円+50 円/Km 毎、・ノバ1 フォールドアップ 580 円・ノバ1 マキシフォールドアップ 870 円、死後処置料 3,300 円・浴衣 2,650 円・理髪料（業者実施） 3,000 円・インフルエンザ予防接種 ※市町村の助成制度あり（助成期間のみ）3,200 円・肺炎球菌感染症予防接種 ※市町村の助成制度あり 7,000 円・麻しん風しん混合ワクチン接種 ※市町村の助成制度あり 9,600 円・B型肝炎ワクチン接種 2,800 円・新型コロナウイルス予防接種 ※市町村の助成制度あり（助成期間のみ）15,300 円・带状疱疹ワクチン予防接種 ※市町村の助成制度あり（助成期間のみ）25,200 円（1 回あたり）・開示に係る費用 コピー代（1 枚）15 円・開示に係る費用 画像 CD（1 枚） 1,000 円・開示に係る費用 サマリー 3,300 円・イヤホン 1 個 290 円

施設基準届出等に関する事項

当病院は、下記の事項について東北厚生局長に届出を行い受理されています。

【基本診療料】	【特掲診療料】
一般病棟入院基本料（急性期一般入院料４） 急性期看護補助体制加算（25：1）（看護補助者 5 割以上） 急性期看護補助体制加算の注４に規定する看護補助体制充実加算 1 療養病棟入院基本料 1（20：1） 在宅復帰機能強化加算 経腸栄養管理加算 地域包括ケア病棟入院料 1 地域包括ケア病棟入院料 1 の注３に掲げる看護職員配置加算 地域包括ケア病棟入院料 1 の注４に規定する看護補助者配置加算 地域包括ケア病棟入院料 1 の注５に規定する看護補助体制充実加算 1 地域包括ケア入院医療管理料 1 地域包括ケア入院医療管理料 1 の注３に掲げる看護職員配置加算 地域包括ケア入院医療管理料 1 の注４に規定する看護補助者配置加算 地域包括ケア入院医療管理料 1 の注５に規定する看護補助体制充実加算 1 診療録管理体制加算 3 医師事務作業補助体制加算 1（20：1） 重症者等療養環境特別加算 医療安全対策加算 1 医療安全対策地域連携加算 1 （医療安全対策地域連携加算 1 の届出に関する連携医療機関は、医療安全対策 加算 1 を届出の鶴岡協立病院、及び医療安全対策加算 2 を届出の鶴岡協立リ ハビリテーション病院です） 感染対策向上加算 2 （感染対策向上加算 2 の届出に関する連携医療機関は、日本海総合病院です） サーベイランス強化加算 連携強化加算 患者サポート体制充実加算 入退院支援加算 1 入院時支援加算 データ提出加算 2、4 後発医薬品使用体制加算 3 認知症ケア加算 3 機能強化加算 療養環境加算 療養病棟療養環境加算 1 情報通信機器を用いた診療に係る基準 救急医療管理加算 医療ＤＸ推進体制整備加算 協力対象施設入所者入院加算	がん治療連携指導料 薬剤管理指導料 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料 別添１の「第１４の２」の１の（１）に規定する在宅療養支援病院 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 在宅がん医療総合診療料 検体検査管理加算（Ⅱ） CT 撮影及び MRI 撮影 ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ） 運動器リハビリテーション料（Ⅰ） 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ） 人工腎臓（慢性維持透析を行った場合１） 導入期加算 1 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算 下肢末梢動脈疾患指導管理加算 胃瘻造設術 胃瘻造設時嚥下機能評価加算 酸素の購入単価 夜間休日救急搬送医学管理料の注３に規定する救急搬送看護体制加算 ニコチン依存症管理料 無菌製剤処理料 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 1 6 に掲げる手術 ストーマ合併症加算 看護職員処遇改善評価料 28 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 入院ベースアップ評価料 36
	【入院時食事療養費等】
	入院時食事療養（Ⅰ） 入院時生活療養（Ⅰ）

手術（特掲診療料の施設基準に該当する手術）の実施件数

当病院は、下記の手術について東北厚生局長に届出を行っており、過去 1 年間（2024 年 1 月～2024 年 12 月）の手術件数は以下の通りです。

区分 1 に分類される手術	手術の件数	区分 4 に分類される手術の件数	手術の件数
頭蓋内腫瘍摘出術等	〇 例	腹腔鏡下胃切除術	〇 例
黄斑下手術等	〇 例	腹腔鏡下胆嚢摘出術	〇 例
鼓室形成手術等	〇 例	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術	〇 例
肺悪性腫瘍手術等	〇 例	腹腔鏡下直腸切除・切断術	〇 例
経皮的カテーテル心筋焼灼術	〇 例	腹腔鏡下虫垂切除術	〇 例
区分 2 に分類される手術	手術の件数	腹腔鏡下腸管癒着剥離術	〇 例
靱帯断裂形成手術等	〇 例	腹腔鏡下直腸切除・切断術	〇 例
水頭症手術等	〇 例	腹腔鏡下小腸切除術	〇 例
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	〇 例	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）	〇 例
尿道形成手術等	〇 例	その他の区分に分類される手術	手術の件数
角膜移植術	〇 例	人工関節置換術	〇 例
肝切除術等	〇 例	乳児外科施設基準対象手術	〇 例
子宮附属器悪性腫瘍手術等	〇 例	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	〇 例
区分 3 に分類される手術	手術の件数	冠動脈、大動脈バイパス移植術	〇 例
上顎骨形成術等	〇 例	（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	
上顎骨悪性腫瘍手術等	〇 例	経皮的冠動脈形成術	〇 例
バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	〇 例	急性心筋梗塞に対するもの	〇 例
母指化手術等	〇 例	不安定狭心症に対するもの	〇 例
内反足手術等	〇 例	その他のもの	〇 例
食道切除再建術等	〇 例	経皮的冠動脈粥腫切除術	〇 例
同種死体腎移植術等	〇 例	経皮的冠動脈ステント留置術	〇 例
		急性心筋梗塞に対するもの	〇 例
		不安定狭心症に対するもの	〇 例
		その他のもの	〇 例